

利用者のために

はじめに

この調査結果の概要は、令和2年2月1日現在で実施した2020年農林業センサス（基幹統計）の農林業経営体調査の本県分を取りまとめたものである。

1 2020年農林業センサスの概要

2020年農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造，農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし，食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を製備することを目的とする。

この農林業（農業）センサスは、これまで国際連合食糧農業機関（FAO）が提唱する「世界農業センサス要綱」に即して、1950年以降5年ごとに実施してきており、今回は15回目の実施となる。

実施年

昭和25年（1950年世界農業センサス）	昭和30年（昭和30年臨時農業基本調査）
昭和35年（1960年世界農林業センサス）	昭和40年（1965年農業センサス）
昭和45年（1970年世界農林業センサス）	昭和50年（1975年農業センサス）
昭和55年（1980年世界農林業センサス）	昭和60年（1985年農業センサス）
平成2年（1990年世界農林業センサス）	平成7年（1995年農業センサス）
平成12年（2000年世界農林業センサス）	平成17年（2005年農林業センサス）
平成22年（2010年世界農林業センサス）	平成27年（2015年農林業センサス）
令和2年（2020年農林業センサス）	

2 調査の体系及び方法

調査の種類	調査対象	調査の系統	調査方法等	調査日
農林業経営体調査	すべての農林業経営体	農林水産省 －都道府県 －市区町村 －指導員 －調査員	・調査客体による自計調査 ・オンライン調査	令和2年2月1日
農山村地域調査	すべての市区町村 すべての農業集落 (全域が市街化区域の農業集落を除く)	農林水産省 －地方統計組織 農林水産省 －地方統計組織 －調査員	・オンライン（電子メール） 又は往復郵便による自計調査 ・農林水産省が委託した民間事業者が行う郵送又はオンラインによる自計調査	

※農林業経営体については「8 用語の解説」参照。

3 今回の改正点

(1) 調査方法

前回調査では一部地域において導入していた政府統計共同利用システムのオンライン調査システムによる自計調査を全地域に拡大した。

(2) 調査体系

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

(3) 調査項目

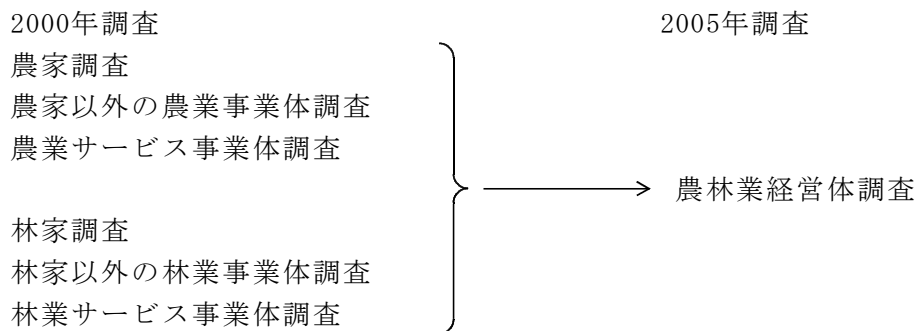
ア 新設 …… 青色申告の実施状況，有機農業の取組状況，農業経営へのデータ活用の状況
イ 削除 …… 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（農業就業人口の区分に利用），世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した者の有無（専兼業別の分類に利用），田・畑・樹園地の耕作放棄地面積，農業機械の所有台数，農作業の委託状況，農外業種からの資本金・出資金提供の有無

4 過去の改正点

(1) 調査体系

農林業経営を的確に把握する見地から、これまでの世帯（農家及び林家）に着目した調査を経営に着目した調査体系に改めるとともに、個人、組織、法人等多様な担い手を一元的に横断的に捉える調査体系に改めた。

また、従来の農業に関する3調査、林業に関する3調査を統合し、「農林業経営体調査」として、一本化するとともに、10年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査とともに実施し、今後5年周期で実施していくこととした。



(2) 調査方法

- ① 全国統一時点の調査結果とするため、これまで調査期日を12月1日現在調査としていた沖縄県もその他の都道府県同様の2月1日現在とし、北海道用、都府県用、沖縄県用に分かれていた調査票を統一し、1種類の調査票とした。
- ② 調査客体の利便性の向上及び調査の効率化を図るため、一部の地域において政府統計共同利用システムのオンライン調査システムによる自計調査を導入した。また、2005年農林業センサス及び2010年世界農林業センサスでは、1つの世帯の中に複数の経営体がある場合、それぞれを独立した経営体として別々の調査票により把握してきたが、調査客体の記入負担の軽減を図るため、1世帯で複数の経営を行っている場合も1つの調査票に記入するよう変更した。

(3) 調査の対象

調査の対象を農林業経営体とした。その定義は次のとおりである。

- ① 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、
- ② 生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者」。

(4) 調査項目

今後の農政の展開等による生産構造の大幅な変化を見据え、野菜類、果樹類の品目別の作付面積、農業生産関連事業の売上金額規模と事業ごとの割合、常雇いの年齢別人数等を新たに追加した。

(5) 農家の定義

- ・ 1950年農業センサスから1985年農業センサスまでの定義

経営耕地面積が東日本10a以上、西日本5a以上

又はそれ未満でも調査日前1年間の農産物販売金額が一定以上（例外規定農家）

- ・ 1990年世界農林業センサス以降の定義

経営耕地面積を東日本、西日本で統一して10a以上

又はそれ未満でも調査日前1年間の農産物販売金額が一定以上（例外規定農家）

- ・ 例外的規定農家の一定額は次のとおり

1950年世界農業センサス及び昭和30年臨時農業基本調査
（右のとおり）

1960年世界農林業センサス …………… 2万円以上

1965年農業センサス …………… 3万円以上

1970年世界農林業センサス …………… 5万円以上

1975年農業センサス …………… 7万円以上

1980年世界農林業センサス

及び1985年農業センサス …………… 10万円以上

1990年世界農林業センサス以降 …………… 15万円以上

- ・ 販売農家と自給的農家の定義

1990年世界農林業センサス以降、農家を次のとおり区分し調査を行っている。

「販売農家」とは、商品生産を主たる目的として農業を営む農家のこと。具体的には、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家のこと。これについては農業経営全般にわたる調査を行っている。

「自給的農家」とは、飯米自給等を主たる目的として、農業を営む農家のこと。具体的には、経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満の農家のこと。これについては、基本的な項目に限定して調査を行っている。

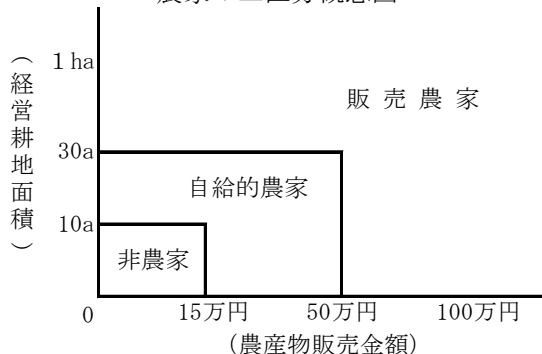
1950年世界農業センサスの例外規定農家

前述の経営面積規模未満であっても、温室を経営するもの、特殊な商品作物を小面積でも高度な栽培を行い、それを販売するもの、又は、全く土地を耕作しなくても養畜や養蚕などを経営し、調査日前1年間の農産物販売金額が1万円以上である農家

昭和30年臨時農業基本調査の例外規定農家

前述の経営面積規模未満であっても、①温室を経営しているもの、②乳用牛1頭以上を飼養しているもの、③子取り・種付け・肥育の目的で役肉用牛又は馬を1頭以上飼養しているもの、④豚を1頭以上飼養しているもの、⑤めん羊・やぎを3頭以上飼養しているもの、⑥成鶏・あひる・がちょうを30羽以上飼養しているもの、⑦うさぎを30羽以上飼養しているもの、⑧蜜蜂を3群以上飼養しているもの、⑨その他調査日前1年間に農産物の販売金額が2万円以上あったもの、以上の一つ以上に該当する農家

農家の二区分概念図



・「農業」の範囲

1950年世界農業センサス以降1985年農業センサスまでは「農業」の範囲を「自家農業」（自家で経営している農業）の概念を用い、農作業受託は兼業（自営業）として扱われていた。

1990年世界農林業センサス以降では、農作業受託を「農業」範囲とし、「自家農業」に農作業受託を加えた「自営農業」という概念を導入し、調査が行われた。

5 数値について

- (1) 統計表の数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (2) 表中に用いた記号は次のとおりである。

「0」 …… 単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「-」 …… 調査は行ったが事実のないもの

「…」 …… 事実不詳又は調査を欠くもの

「X」 …… 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」 …… 負数又は減少したもの

- (3) 都道府県別統計表について、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成31年2月1日時点）に全域が含まれる福島県大熊町及び双葉町については調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。

6 全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域

統計表に用いた全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域は次のとおりである。

(1) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島
北陸	新潟，富山，石川，福井
関東・東海	茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨，長野
近畿	岐阜，静岡，愛知，三重
中国	滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山
四国	鳥取，島根，岡山，広島，山口
九州	徳島，香川，愛媛，高知
沖縄	福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，宮崎，鹿児島
	沖縄

(2) 地方農政局管轄区域

地方農政局名	所属都道府県名
東北農政局	(1)の東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	(1)の北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，山梨，長野，静岡
東海農政局	岐阜，愛知，三重
近畿農政局	(1)の近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取，島根，岡山，広島，山口，徳島，香川，愛媛，高知
九州農政局	(1)の九州の所属都道府県と同じ。

注：東北農政局，北陸農政局，近畿農政局，九州農政局の結果については，当該農業地域の結果と同じであることから，統計表章はしていない。

7 問い合わせ先

この報告書の内容についての照会，問い合わせは次へお願いします。

徳島県政策創造部統計データ課 経済統計担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話 (088) 621-2138